

別記様式第13号 議事録

令和2年8月26日公表

令和2年度 第1回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和2年7月30日(木) 中日本高速道路(株)8階会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長:柴田 達男(前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長) 委員 : 中村 正典(弁護士) 八嶋 厚(岐阜大学 教授) 横田 直和(関西大学 教授)	
審議対象期間	令和元年8月1日~令和元年11月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	1件	
工事(指名競争入札)	1件	
工事(特命契約)	1件	
調査等(指名競争入札)	1件	
物品・役務(一般競争入札)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	<p>審議案件について、特に問題なし。ただし、次の点について検討すること。</p> <p>(検討事項)</p> <p>① 舗装工事における低入札価格調査の基準(調査基準価格)については、過去の契約状況を十分に把握して設定すること。</p> <p>② パソコンリース契約について、透明性、競争性を高めるために仕様等を十分に検討すること。</p>	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告、入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
特になし	—

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：中央自動車道 多治見管内舗装補修工事(2019年度)	
① 本件では1番高い価格で入札した者に低入札価格調査を実施している。もし入札者の価格が相場に合っていたとすれば、低入札価格調査を実施しなくても良かったということにはならないのか。	① 公表している基準に基づいて調査基準価格を設定し、低入札価格調査を実施したものとなります。
② 競争参加希望者のうち、4者が資格登録停止中として競争参加資格が無いとされているが、参加申請時には資格登録停止がかかっていなかったということか。	② その通りです。
③ 仮に落札後に資格登録停止措置がかかった場合には契約はどのようになるのか。	③ 落札後に資格登録停止措置がなされた場合においては契約締結を妨げるものではありません。
④ 自主的に辞退する会社はないのか。	④ 当支社の中ではそのような事例はありませんが、自治体等ではそのような事例があると聞いています。
(2) 工事（指名競争入札方式）	
工事名：名神高速道路 羽島管内遮音壁等補修工事(2019年度)	
① （参加者が1者のみとなっている状況を踏まえ）本件と同種工事が多く発注されている或いは施工会社の少ない工	① 遮音壁や標識などの道路付属物の工事については参加者が少ないのが現状です。対応としては、やはり価格面での対応が主になってしまいます

<p>事については、見積協議方式などの価格面の対策だけで解決できているのか。</p>	<p>が、見積協議方式の他、例えば交通規制の規制費について相手方の見積を採用するなど、参加しやすい状況になるように努めています。</p>
<p>(3) 工事 (特命契約方式)</p>	
<p>工事名：新名神高速道路 桑名管内のり面災害復旧工事 (2019 年度)</p>	
<p>① 災害応援協定を締結する複数の会社の中から、どのように特命契約の相手方として適切と判断したのか。</p> <p>② 応急復旧作業を実施した者を選んだとのことだが、応急復旧作業の相手方はどのように選定されたのか。</p> <p>③ 通常、特命契約では不当廉売は想定されないものだが、ヒアリング結果の中に不当廉売の恐れがないとの記載がある。なぜこのような記載があるのか。そもそも不当廉売の恐れについて審査項目があるのはなぜか。</p> <p>④ 見積後のヒアリングは 1 回のみの実施で 18 分で終わっている。この時間の中で妥当性を判断できるのか。</p>	<p>① 本件は本復旧の工事ですが、相手方は災害発生直後の応急復旧作業を実施した者であり、また当初の建設工事を実施した者でもあるため、当該地区の状況を熟知していることから、相手方として適切と判断し、契約責任者の決裁を経て、決定したものです。</p> <p>② 災害応援協定を締結している複数の者に応急復旧作業を打診しましたが、夜間に発生した災害でもあり、早期の交通解放のために対応できると回答したのが当該相手方のみでありました。</p> <p>③ 防災型発注方式では参加者に現場を見てもらい、概ねの価格で見積書を提出していただき、受注者を決定します。設計業務が完了してから実際の工事費を決定しますが、当初の見積額を不当に下げて受注し、後から価格を上げてくるようなことを防ぐために設けている審査項目です。このため見積競争の場合には必要な項目となりますが、ご指摘のとおり特命契約の場合は不要な審査項目となります。</p> <p>④ このヒアリングでは施工範囲の確認など、応急復旧のため早急に受注者を決める上で最低限の内容を確認する内容となっており、実際の工事費は設計業務が完了してから決定しています。なおヒアリングの内容についてはヒアリング実施後、契約責任者までの決裁を経て決定しています。</p>
<p>(4) 調査等 (指名競争入札方式)</p>	
<p>件名：東海環状自動車道 御望山トンネル他 1 トンネル設計</p>	
<p>特になし</p>	<p>—</p>

(5) 物品・役務（一般競争入札方式）	
件名：2019年度パーソナルコンピュータリース契約	
<p>① パソコンに対する要求性能を満たしていれば良いと考えるが、CPUが限定されていることについて、透明性や公平性は失われていないのか。</p> <p>② 競争参加資格として、1契約あたり301台以上のリースの実績を求めているが、どのように決めているのか。高いハードルではないのか。</p> <p>③ 1者入札となった結果について想定外と考えているのか。もし想定外と考えているのであれば、参加がなかった原因を確認しないのか。</p>	<p>① Windows10には、年2回の更新があるSACと2～3年毎の更新となるLTSCがありますが、SACの場合、半年ごとに業務システムの動作検証が生じてしまうため、LTSCを採用せざるを得ず、それを仕様としているところで、またLTSCではマイクロソフトにおいてサポートが受けられるCPUが限られているところとなります。</p> <p>② 大企業へのリース実績として考えたところであり、中小企業庁では300人以下を中小企業として定義し、301人以上が大企業となりますので、大企業へのリース実績として、301台以上としたところではあります。</p> <p>③ 平成25年に行ったパーソナルコンピュータリース契約の入札では7者の参加があり、今回のことは想定外のことと考えています。リース会社などへのヒアリングを行い、原因を確認したいと考えています。</p>